

〔参照法令〕

○道路運送法（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

（定義）

第 2 条① この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

② この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

③ この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であって、次条に掲げるものをいう。

④～⑧ （略）

（種類）

第 3 条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
 - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

（一般旅客自動車運送事業の許可）

第 4 条① 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

② 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第 1 号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条①～⑤ （略）

⑥ 国土交通大臣は、第 3 項若しくは第 4 項の運賃等又は前項の運賃若しくは料金が次の各号（……）のいずれかに該当すると認めるときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者

に対し、期限を定めてその運賃等又は運賃若しくは料金を変更すべきことを命ずることができる。

- 一 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、旅客の利益を阻害するおそれがあるものであるとき。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
- 三 他の一般旅客自動車運送事業者（一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）との間に不当な競争を引き起こすおそれがあるものであるとき。

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第 9 条の 3① 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

② 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の基準によって、これをしなければならない。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 他の一般旅客自動車運送事業者との間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

④ 運賃及び料金が対距離制による場合であつて、国土交通大臣がその算定の基礎となる距離を定めたときは、これによるものであること。

③ 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第 1 項の国土交通省令で定める料金を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

④ 第 9 条第 6 項の規定は、前項の料金について準用する。この場合において、同条第 6 項中「当該一般乗合旅客自動車運送事業者」とあるのは、「当該一般乗用旅客自動車運送事業者」と読み替えるものとする。

（許可の取消し等）

第 40 条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6 月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二～三 （略）

（罰則）

第 97 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、1 年以下の懲

役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三 (略)

四 第 40 条 (……) の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反したとき。

五～八 (略)

○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (抄)

(目的)

第 1 条 この法律は、一般乗用旅客自動車運送が地域公共交通として重要な役割を担っており、地域の状況に応じて、地域における輸送需要に対応しつつ、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることが重要であることに鑑み、国土交通大臣による特定地域及び準特定地域の指定並びに基本方針の策定、特定地域において組織される協議会による特定地域計画の作成並びにこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による供給輸送力の削減及び活性化措置の実施、準特定地域において組織される協議会による準特定地域計画の作成及びこれに基づく一般乗用旅客自動車運送事業者による活性化事業等の実施並びに特定地域及び準特定地域における道路運送法 (昭和 26 年法律第 183 号) の特例について定めることにより、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進し、もって地域における交通の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条①～④ (略)

⑤ この法律において「特定地域」とは、次条第 1 項の規定により指定された地域をいう。

⑥ この法律において「準特定地域」とは、第 3 条の 2 第 1 項の規定により指定された地域をいう。

⑦～⑨ (略)

(特定地域の指定)

第 3 条① 国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰 (供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。以下同じ。) であると認める場合であって、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の次に掲げる状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

- 一 事業用自動車一台当たりの収入の状況
- 二 法令の違反その他の不適正な運営の状況
- 三 事業用自動車の運行による事故の発生の状況

②～⑥ (略)

(準特定地域の指定)

第 3 条の 2① 国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰となるおそれがあると認める場合であって、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の前条第 1 項各号に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応しなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することができなくなるおそれがあるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて準特定地域として指定することができる。

② (略)

(運賃の範囲の指定)

第 16 条① 国土交通大臣は、第 3 条第 1 項又は第 3 条の 2 第 1 項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

② 前項の規定により指定する運賃の範囲は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る適正な原価に適正な利潤を加えた運賃を標準とすること。
- 二 特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- 三 道路運送法第 9 条第 6 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者の間に不当な競争を引き起こすこととなるおそれがないものであること。

③ (略)

(運賃の届出等)

第 16 条の 4① 第 16 条第 1 項の規定により運賃の範囲が公表された特定地域又は準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該運賃の範囲の適用後に当該特定地域又は準特定地域において行う一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- ② 前項の運賃は、当該特定地域又は準特定地域について第 16 条第 1 項の規定により指定された運賃の範囲内で定めなければならない。
- ③ 国土交通大臣は、第 1 項の規定により届け出られた運賃が、前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般乗用旅客自動車運送事業者に対し、期間を定めてその運賃を変更すべきことを命ずることができる。

④～⑨ (略)

(許可の取消し等)

第 17 条の 3① 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、6 月以内の期間を定めて輸送施設の当該一般乗用旅客自動車運送事業のための使用の停止若しくは一般乗用旅客自動車運送事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

② (略)

(権限の委任)

第 18 条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

(罰則)

第 20 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 150 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第 17 条の 3 第 1 項の規定による輸送施設の使用の停止又は一般乗用旅客自動車運送事業の停止の処分に違反した者

[ステップアップの参照法令]

○食品衛生法 (抄)

第 1 条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第 13 条① 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。

② 前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販

売してはならない。

③ (略)

第 54 条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（……）であって、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第 55 条① 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

② 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。（ただし書略）

③ 都道府県知事は、第 1 項の許可に 5 年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

第 59 条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が……第 13 条第 2 項……の規定に違反した場合……においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

② (略)

第 60 条 都道府県知事は、営業者が……第 13 条第 2 項……の規定に違反した……場合においては、同条〔55 条〕第 1 項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

② (略)

第 81 条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。

一～二 (略)

三 第 59 条第 1 項（……）の規定による厚生労働大臣若しくは都道府県知事（……）の命令……に従わない営業者（……）又は第 60 条（……）の規定による処分に違反して営業を行った者

② 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第 82 条 第 13 条第 2 項……又は第 55 条第 1 項（……）の規定に違反した者は、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。